

# 自治体DXの推進等に関する都道府県説明会

日 時：令和2年12月21日（月）16:00～

会議形式：オンライン会議

## ○ 議事次第

### 1 開会

### 2 議事

- (1) 自治体DXの推進について
- (2) デジタル人材の確保について
- (3) オンライン手続の推進について
- (4) 次期自治体情報セキュリティクラウドについて
- (5) 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について
- (6) 自治体基幹システムの標準化・共通化について
- (7) 質疑応答

### 3 閉会

## ○ 配付資料

- 資料1 自治体DX推進計画骨子（案）
- 資料2 地方自治体のデジタル人材の確保・育成のための支援について
- 資料3 オンライン手続の促進について
- 資料4 次期自治体情報セキュリティクラウドについて
- 資料5 地域社会のデジタル化について
- 資料6 地方公共団体における個人情報保護制度の在り方について
- 資料7 情報システムの標準化・共通化について

# 自治体DX推進計画骨子（案）



総務省

令和2年12月21日

自治行政局  
地域力創造グループ  
地域情報政策室

## 自治体におけるDX推進の意義

※DX(デジタルトランスフォーメーション)：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

- 目指すべきデジタル社会のビジョン(案)「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要である。
- 自治体においては、まずは、
  - ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる とともに、
  - ・デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められる。
- さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、EBPM等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されることが期待される。

※EBPM：Evidence-Based Policy Makingの略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと

## 自治体DX推進計画策定の目的

- 政府において決定予定の自治体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要がある。
- このため、総務省は、政府が決定予定の自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」として策定し、デジタル社会の構築に向けた取り組みを全自治体において着実に進めていく。

## 自治体DX推進計画の対象期間等

- 2021年1月から2026年3月までを本計画の対象期間とする。
- 本計画は、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討、デジタル庁の設置など国の動向を反映させるよう適宜見直しを行うとともに、自治体の取組状況に応じたPDCAサイクルにより、進捗管理を行う。
- 総務省は、国の施策展開を踏まえつつ、業務改革(BPR)を含めた標準化等の進め方について、「(仮称)自治体DX推進手順書」として、21年夏を目途に提示する。

## 推進体制の構築

- 組織体制の整備
- デジタル人材の確保・育成
- 計画的な取組み
- 都道府県による市区町村支援

## 重点取組事項

- 自治体の情報システムの標準化・共通化
- マイナンバーカードの普及促進
- 行政手続のオンライン化
- AI・RPAの利用推進
- テレワークの推進
- セキュリティ対策の徹底

DX推進のため、以下により、推進体制を構築

## ○組織体制の整備

首長、CIO、CIO補佐官等を含めた**全庁的なマネジメント体制の構築**

## ○デジタル人材の確保・育成

全庁的なDX推進体制構築にあたり、**外部人材の活用・職員の育成を推進**

【国の支援策等】総務省・内閣官房(デジタル庁)・都道府県の連携による外部人材確保の仕組みの構築、  
総務省・内閣官房(デジタル庁)の連携による「共創プラットフォーム」の創設・自治体職員への研修等の実施

## ○計画的な取組み

重点取組事項に係る目標時期や国の動向(標準仕様策定等)を踏まえ、工程表の策定等による計画的な取組み

【国の支援策等】2021年夏を目途に、総務省が自治体DX推進手順書を策定

## ○都道府県による市区町村支援

**市区町村**における**個別の施策の着実な推進、デジタル技術の共同導入、人材確保**について支援

重点取組事項	国の主な支援策等
<p><b>① 自治体の情報システムの標準化・共通化</b>            目標時期を<b>2025年度</b>とし、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、<b>基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体の主要な17業務を処理する<b>システムの標準仕様</b>を、関係府省において作成【<b>関係府省</b>】</li> <li>自治体の情報システムの標準化・共同化を実効的に推進するための<b>法律案を2021年通常国会に提出</b>【<b>総務省・内閣官房</b>】</li> <li>国において「(仮称)Gov-Cloud」を構築【<b>内閣官房</b>】</li> <li>2020年度第3次<b>補正予算</b>において、クラウド利用を原則とした標準化・共通化に向けた<b>自治体の取組みを支援</b>（<b>国費10/10 1508.6億円 2025年度まで</b>）【<b>総務省</b>】</li> </ul>
<p><b>② マイナンバーカードの普及促進</b>            2022年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、<b>申請を促進するとともに交付体制を充実</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード交付事務費補助金により、人件費の増や窓口の増設などに要する経費について支援【<b>総務省</b>】</li> <li>2020年度第3次<b>補正予算</b>において、<b>出張申請受付等による申請促進や臨時交付窓口等の交付体制のさらなる充実</b>に対する支援を実施（783.3億円）【<b>総務省</b>】</li> </ul>
<p><b>③ 自治体の行政手続のオンライン化</b>  <b>2022年度末</b>を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される<b>手続(31手続)</b>について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能に            (※子育て(15手続)、介護(11手続)、被災者支援(罹災証明書)、自動車保有(4手続)の計31手続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>マイナポータルに自治体との接続機能等を実装</b>【<b>内閣府</b>】</li> <li><b>マイナポータルのUI・UX改善</b>【<b>内閣府</b>】</li> <li>2020年度第3次<b>補正予算</b>において、子育て、介護等の手続について、マイナポータルと<b>自治体の基幹システムとの接続を支援</b>（<b>国費1/2 249.9億円 2022年度まで</b>）【<b>総務省</b>】</li> </ul>
<p><b>④ 自治体のAI・RPAの利用推進</b>            ①、③による業務見直し等を契機に、<b>AI・RPA導入ガイドブック</b>を参考に、<b>AIやRPAを導入・活用を推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AI・RPA導入ガイドブックの策定【<b>総務省</b>】</li> <li>AI・RPA等のICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築（自治体スマートプロジェクト事業）【<b>総務省</b>】</li> <li>[再掲]デジタル人材の確保・支援【<b>総務省・内閣官房</b>】            (市町村の共同利用の支援等)</li> </ul>

重点取組事項	国の主な支援策等
<p><b>⑤ テレワークの推進</b>  <b>テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入・活用を推進</b>            ①、③による業務見直し等に合わせ、対象業務を拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク導入円滑化のためのセキュリティポリシーガイドラインの改定【総務省】</li> <li>・LGWAN-ASPによるテレワーク環境の提供【総務省】</li> <li>・テレワーク導入事例等の提供【総務省】</li> </ul>
<p><b>⑥ セキュリティ対策の徹底</b>  <b>改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年にセキュリティポリシーガイドラインの改定【総務省】</li> <li>・自治体の標準化・共通化を踏まえ、「三層の対策」の抜本的見直しを含めた新たなセキュリティ対策の在り方の検討【総務省】</li> <li>・2020年度第3次補正予算において、次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行を支援(国費1/2 29.3億円 2022年度まで)【総務省】</li> </ul>

## 【自治体DXの取組みと合わせて取り組むべき事項】

取組事項	国の主な支援策等
<p><b>① 地域社会のデジタル化</b>  <b>デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」0.2兆円を計上(2021・2022年度)【総務省】</li> </ul>
<p><b>② デジタルデバйд対策</b>  <b>「デジタル活用支援員」の周知・連携、NPOや地域おこし協力隊等地域の様々な主体と連携した地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯ショップ等が主体となる「デジタル活用支援員」によって、オンラインによる行政手続・サービスの利用方法等に関する助言・相談等を実施【総務省】</li> <li>・[再掲] デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費(仮称)」0.2兆円を計上(2021・2022年度)【総務省】</li> </ul>

※予算に関わるものは当該予算の成立が前提

※所管については現時点での所管省庁を記載

# 地方自治体のデジタル人材の確保・育成のための 支援について



総務省

令和 2 年 12 月 21 日

自治行政局  
地域力創造グループ  
地域情報政策室

# 地方自治体のデジタル化に向けた人材確保の必要性

- CIO補佐官はCIOのマネジメントを専門的知見から補佐する役割を担うが、現在、外部デジタル専門人材を任用している市町村はほとんどない。また、今後のデジタル化を進めていくため、外部から専門人材を招き、登用したいというニーズがある。

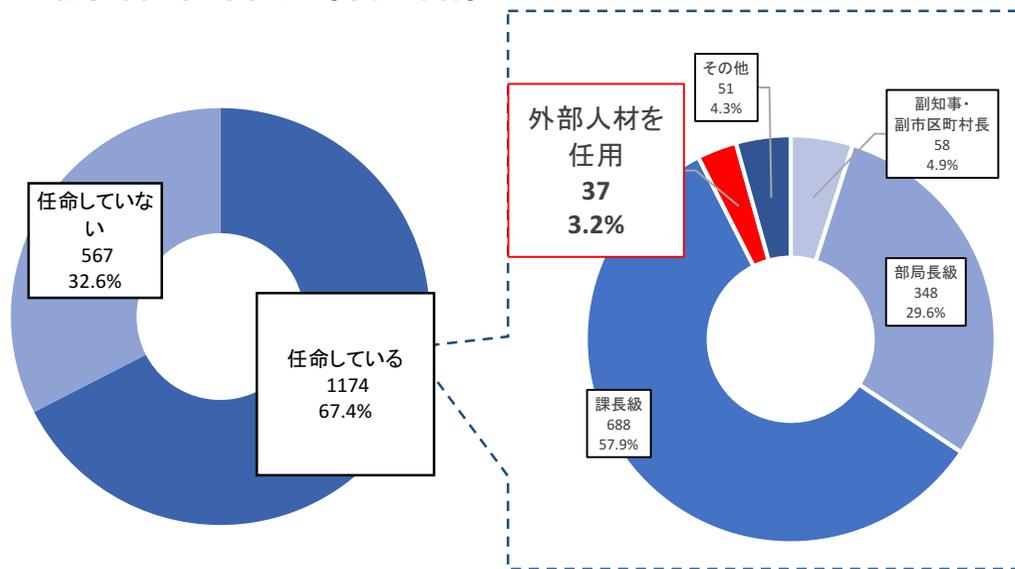
## 外部人材CIO補佐官設置市町村（37団体／1741団体）

※現行制度（任期付職員、特別職非常勤職員）の活用により民間のデジタル人材の柔軟な任用が可能

- また、自治体の情報化担当職員の確保・育成も課題となっている。

（※情報化担当職員が5人以下の市町村が6割以上）

### ・CIO補佐官の任命状況（市区町村）



出典：総務省「自治体情報管理概要」（2019年3月）

### ・市町村へのアンケート結果（R2.10地情室実施）

○システムの標準化等のDXを進めるに当たっての課題

※複数回答あり

回答項目	割合
財源の確保	83.9%
情報主管課職員の確保	63.6%
デジタル専門人材の確保	37.0%
組織体制（CIO・CIO補佐官）の確立	36.2%

○デジタル専門人材の確保に当たっての課題

※複数回答あり

回答項目	割合
人材をみつけられない	82.4%
適切な報酬が支払えない	51.7%
勤務条件が折り合わない	22.9%

出典：総務省「デジタル専門人材の確保に係るアンケート」（2020年10月）

# 地方自治体のデジタル人材の確保・育成のための支援（案）

## 【外部人材の確保】

プロパー職員が担うことが多いCIOを補佐するCIO補佐官等を想定。高度なデジタル知識を有していることが期待される。

- **デジタル庁・総務省・都道府県が連携**して市町村のCIO補佐官等の外部人材任用等を支援（複数市町村での兼務等を想定）
  - ・デジタル庁 : デジタル庁人材と自治体向け人材を同時にリクルーティング、人材のレベル維持
  - ・総務省 : デジタル庁・企業の協力のもと都道府県へ人材紹介
  - ・都道府県 : 地域の人材の掘り起こし、市町村のニーズの調整

## 【内部人材の育成】

プロパー職員を想定。基本的なデジタル知識を有していることが期待される。

- **デジタル庁・総務省が連携**して以下の取組を実施
  - ・自治体のデジタル担当職員とデジタル庁との対話を促進するため、オンラインでのデジタル化に関する意見交換の仕組みである「**共創プラットフォーム**」を創設
  - ・デジタル担当職員に対するデジタル庁等の**研修**
  - ・自治体のデジタル担当職員の**デジタル庁への出向**等のキャリアパスを通じたデジタル人材としての育成

# 国、都道府県による市町村の外部人材確保支援の仕組み（案）

調整中  
未定稿

自治体のDX推進のため国の支援のもと、**都道府県が、外部人材の発掘、紹介・調整を行う**ことにより、**市町村の人材確保を支援**する。

## 【デジタル庁】 自治体向け人材の掘り起こしやレベル維持

- ・ 人材を公募する際に地方自治体への関心がある者について総務省へ情報を連携する。
- ・ 地方自治体のCIO補佐官等に対し研修等を行い、レベルを維持する。

## 【総務省】 デジタル庁・企業の協力のもと都道府県へ人材紹介

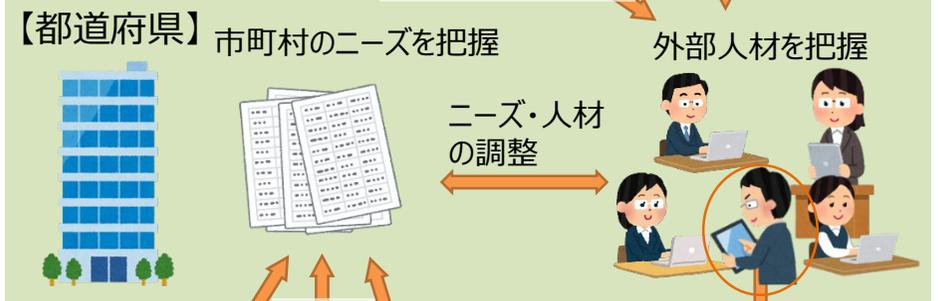
- ・ デジタル庁、企業等からの情報に基づいて外部人材について取りまとめを行う。
- ・ 都道府県の希望に応じて人材を紹介する。

## 【都道府県】 地域の人材の掘り起こし、市町村のニーズの調整

- ・ 市町村の外部人材のニーズを把握
- ・ 県職員OBや地場ベンダなど、外部人材となり得る人材の掘り起こしを行う。
- ・ 限られた外部人材を有効に活用するため、人材の紹介を希望する市町村に対して外部人材とのマッチングに必要な調整を行う。

## 【市町村】 外部人材を任用（複数市町村での兼務含む）

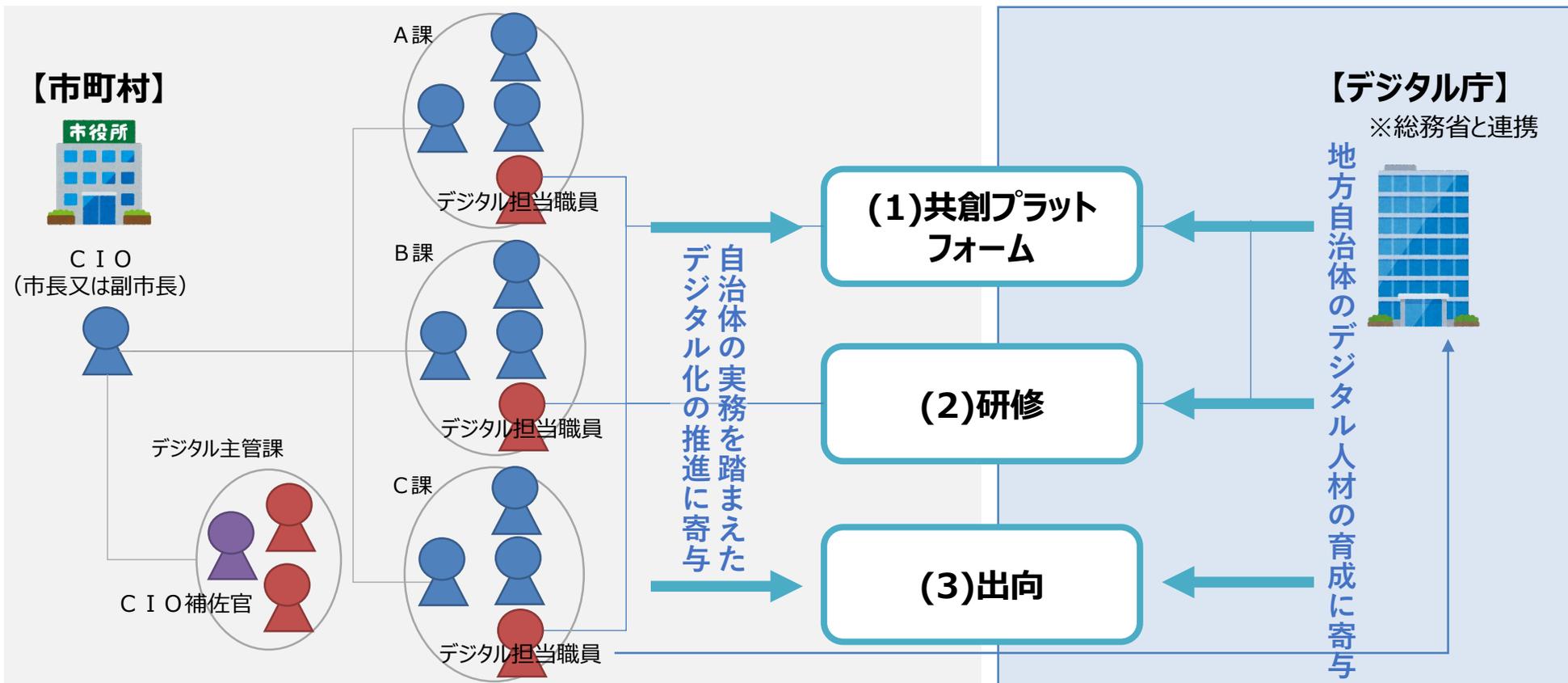
- ・ 都道府県の調整に基づき、必要な外部人材を任用等（複数市町村での兼務含む）する。



# 地方自治体における「デジタル担当職員」の育成について（案）

デジタル庁準備室作成  
調整中・未定稿

- 改革マインドとデジタルの知識（レベル1～2程度）を持ったデジタル担当職員が、デジタル主管課のみならず、実務を担う各部局にも配属され、所管の自治体業務におけるDXを推進。
  - デジタル庁は、意欲を持った職員と「**共創プラットフォーム**」で対話。職員にとっては、対話を通じてレベルアップ。
  - **研修を実施**するとともに、デジタル担当職員を**デジタル庁に出向**させること等により、育成を支援。
  - デジタル担当職員の給与について、国・地方の双方をいらんで体系化。国の取組みが進めば、地方自治体においても同様の取組みが進むことが想定される。
- ※ 地方公務員の給与等の勤務条件は、地方公務員法により、国家公務員に準拠すること（国公準拠）が原則とされている。
- 上記の取組みについて総務省・デジタル庁で連携して推進。



# オンライン手続の促進について



総務省

令和2年12月21日

自治行政局  
地域力創造グループ  
地域情報政策室

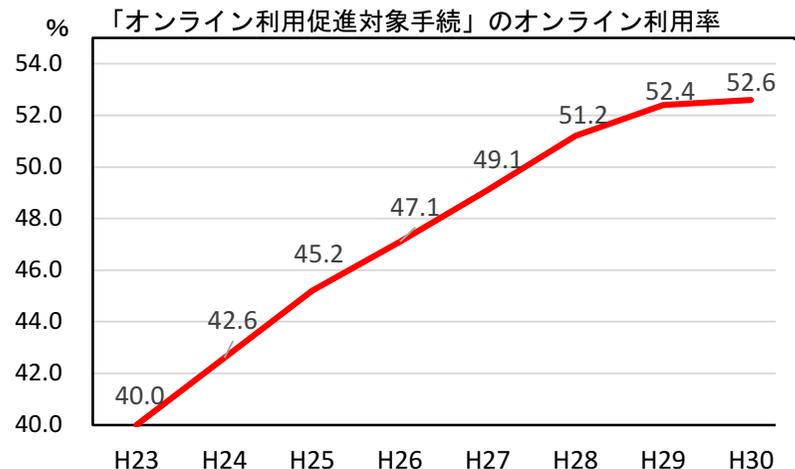
# 地方公共団体の行政手続のオンライン利用促進に向けたこれまでの取組

## 1. オンライン利用促進指針の策定

○ 「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）において「世界一便利で効率的な電子行政」の実現を目標として掲げたことを受けて、総務省では、平成18年に地方公共団体に関する「オンライン利用促進指針」を策定。

・オンライン利用率※1は、平成28年度に51.2%となり、18年指針で目標としていた50%を超えた。

※1 「オンライン利用促進対象手続(21手続)」が対象



## 2. オンライン利用促進指針の改正

○ 令和元年5月に改正された「デジタル手続法」※2により、地方公共団体の行政手続のオンライン化が努力義務とされたことを受け、令和2年3月に内閣官房IT総合戦略室及び内閣府大臣官房番号制度担当室との連名で、「オンライン利用促進指針」を改正。優先的にオンライン化を推進すべき手続※3を21から55に拡充。

※2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

※3 <地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続>

a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続（22手続）

例：図書館の図書貸出予約、文化・スポーツ施設等の利用予約、研修・講習・各種イベント等の申込 等

b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続（33手続）

ア：子育て関係（児童手当受給資格・額認定請求 等）

イ：介護関係（要介護・要支援認定の申請 等）

ウ：被災者支援関係（罹災証明書の発行申請 等）

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ① **行政のデジタル化に関する基本原則**及び**行政手続の原則オンライン化のために必要な事項**を定めるとともに、
- ② **行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策**を講ずる。

## ① 行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（デジタル行政推進法）に変更

### 情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

- ① **デジタルファースト**：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② **ワンスオンリー**：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③ **コネクテッド・ワンストップ**：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

### 行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

#### 行政手続における情報通信技術の活用

##### 行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- **本人確認**や**手数料納付もオンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

##### 添付書類の撤廃

- **行政機関間の情報連携**等により省略可能となる添付書類について、**法令上省略可能とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

#### デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備

#### デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

#### 民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

# 地方公共団体における電子申請システムの整備状況について

## 目標

### ■ デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日）（抄）

11 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進／11.1 地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進（◎内閣官房、◎総務省、◎内閣府、関係省庁）／イ. 汎用的電子申請システムの基盤整備

内閣官房、総務省及び内閣府は、原則として、全ての市町村について、マイナポータル「ぴったりサービス」の活用や情報システムの共同利用を含めて、手続オンライン化のための汎用的電子申請システムの基盤を可能な限り早急に整備するよう、働きかける。

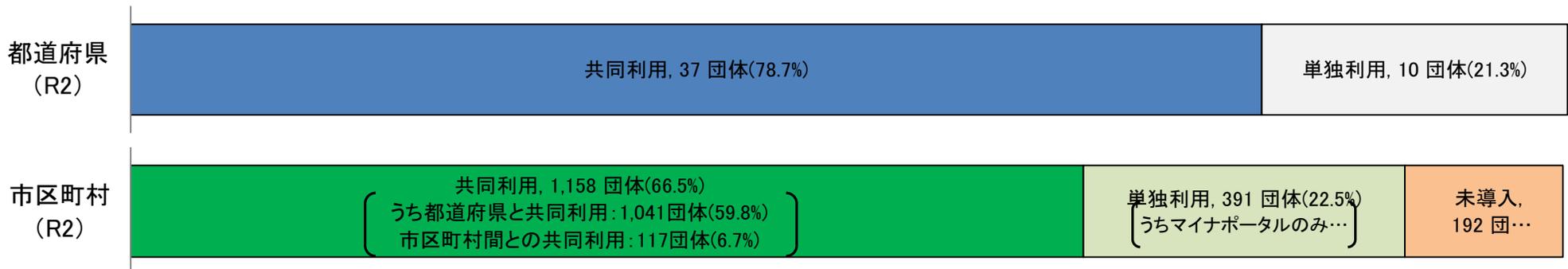
### ■ 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日）（抄）

国が整備したマイナポータル・ぴったりサービスを原則として全ての市町村が活用してオンライン化を進めることができるよう導入を早急に促進するとともに、さらに地方自治体のA I・R P A活用の好事例を国が横展開する。

## 現状

■ 都道府県：47団体（100%）【③147団体（100%）】において、何らかの手続（「eLTAX」は除く。）で、電子申請システムとして整備。

■ 市区町村：1,549団体（89.0%）【③1,481団体（85.1%）】において、何らかの手続（「マイナポ」含め、「eLTAX」は除く。）で、電子申請システムを整備。未整備は192団体（11.0%）【③260団体（14.9%）】。（整備済み団体人口カバー率98.6%）。  
（令和2年4月時点 総務省調べ）



# 地方行政のデジタル化（オンライン手続）に関する最近の動き

## 【「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて」マイナンバーWG(12/11)（抜粋）】

### （課題③）マイナポータルなどのUX（ユーザー・エクスペリエンス）・UI（ユーザー・インターフェース）の最適化

#### 【取組方針】

#### ① マイナポータルのUX・UIの抜本改善

##### （ケ）利便性向上に資する手続の早期オンライン化

デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度末を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。

このため、上記マイナポータルのUX・UIの抜本改善に加え、全自治体において、マイナンバーカードを用いて子育て・介護等のオンライン手続が可能となるよう、自治体のシステム改修等の支援を行う。

## 【「デジタル庁創設に向けた第一次提言」自由民主党政務調査会デジタル社会推進本部(11/17)（抜粋）】

各府省等及び地方公共団体の基盤・システム等については、標準的なAPI（Application Programming Interface）機能の提供を必須とし、民間事業者が行政機関等と連携したサービス提供を可能にするとともに、国民・企業が求められている様々な行政手続をオンラインで完結可能な環境を整備し、圧倒的な生産性向上を実現する。

## 地方の行政手続オンライン化方針（案）

- 2025年には、マイナポータルから、全自治体が標準化・共通化されたクラウド上のシステムにより、マイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする
- 一方、マイナンバーカードの普及を2年後の2022年に見据え、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるようにするためには、自治体のオンライン手続対応の拡大は必要

2022年度末まで

（※ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有）

原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続可能に

- この実現のため、
  - ・**マイナポータルの全自治体接続環境**（国による署名検証機能等）の構築（2021年度上半期まで）
  - ・自治体の基幹システムとぴったりサービスとの**エンドトゥエンド接続の標準仕様**を作成し、市町村に提供（2021年夏頃まで）
  - ・**自治体内の接続等に係る財政措置**（R2補正）
  - ・**マイナポータルのUI・UXの抜本改善**（速やかに順次）

### ※ 財政措置

- ・国の取組み：マイナポータルの全自治体接続基盤、接続の標準仕様書の作成【**全額国費**】
- ・自治体の取組み：国の基盤を活用して基幹システムとマイナポータルとの接続等【**1 / 2 国費補助 + 地財措置**】

※ 上記以外の手続も含め行政手続のオンライン化全般を強力に推進

# 「特に国民の利便性向上に資する手続」(対象手続)の考え方

○ デジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日)別紙5「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」(55手続)のうち、**主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続を対象**とする。 ※子育て(15手続)、介護(11手続)、被災者支援(罹災証明書)及び自動車保有(4手続) 計31手続

## 子育て関係(15手続)※市区町村対象手続

児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求

児童手当等の額の改定の請求及び届出

氏名変更/住所変更等の届出

受給事由消滅の届出

未支払の児童手当等の請求

児童手当等に係る寄附の申出

児童手当に係る寄附変更等の申出

受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出

受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出

児童手当等の現況届

支給認定の申請

保育施設等の利用申込

保育施設等の現況届

児童扶養手当の現況届の事前送信

妊娠の届出

## 介護関係(11手続)※市区町村対象手続

要介護・要支援認定の申請

要介護・要支援更新認定の申請

要介護・要支援状態区分変更認定の申請

居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出

介護保険負担割合証の再交付申請

被保険者証の再交付申請

高額介護(予防)サービス費の支給申請

介護保険負担限度額認定申請

居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請

居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請

住所移転後の要介護・要支援認定申請

## 被災者支援関係(1手続)※市区町村対象手続

罹災証明書の発行申請

## 自動車保有関係(4手続)※都道府県対象手続

自動車税環境性能割の申告納付

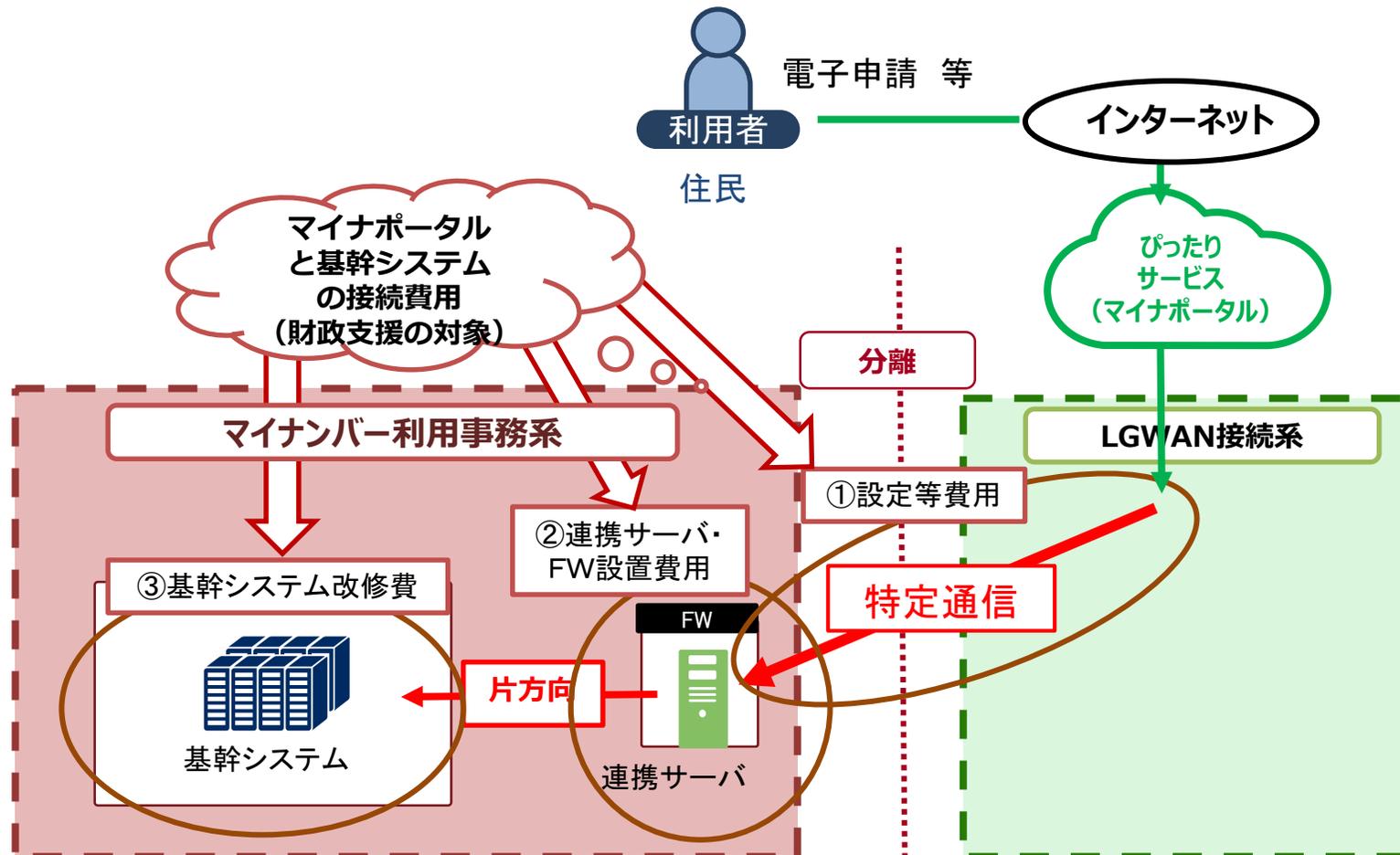
自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告

自動車税住所変更届等

自動車の保管場所証明の申請

# 財政措置のイメージ

- デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、原則、全自治体で、子育て、介護、被災者支援等の特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。
- このため、マイナポータルと市区町村の基幹システムのエンドトゥエンドのオンライン接続を行うために必要な経費に対して財政支援を行う。



# 次期自治体情報セキュリティクラウドについて



総務省

令和2年12月21日

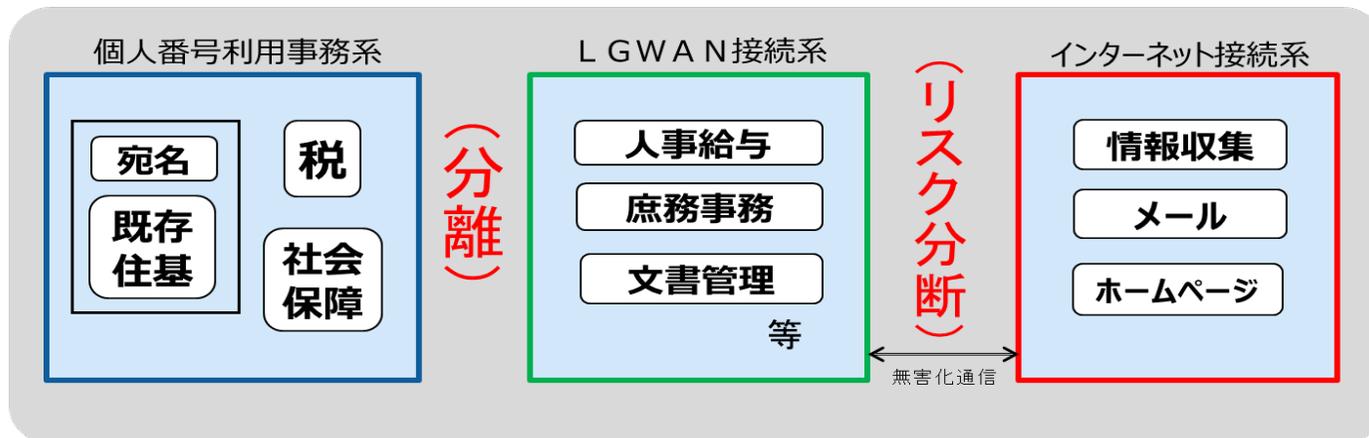
自治行政局  
地域力創造グループ  
地域情報政策室

# 「三層の対策」の概要

2015(H27)年～2017(H29)年

「三層の対策」によるセキュリティ強化

市区町村におけるネットワーク構成(イメージ)



① 個人番号利用事務系では、端末からの情報持ち出し不可設定等を図り、住民情報流出を徹底して防止

② LGWAN接続系とインターネット接続系を分割し、LGWAN環境のセキュリティ確保

③ 都道府県と市区町村が協力して、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度な情報セキュリティ対策を実施

2015.5 年金機構の情報漏えい事案発覚後、有識者による「自治体情報セキュリティ対策検討チーム」を設置  
2015.11 検討チームより自治体の対策内容(「三層の対策」)について報告  
2015.12 総務大臣通知により自治体に「三層の対策」を要請  
2016.1 自治体が「三層の対策」に取り組むための補助金(H27補正)の説明会  
2017.7 自治体による「三層の対策」への対応完了

## 「三層の対策」見直しについて

### 「三層の対策」

2015年の年金機構の情報漏えい事案を受け、**短期間**で自治体の情報セキュリティ対策を抜本的に強化 = 「三層の対策」

⇒ **インシデント数の大幅な減少を実現**

一方で、

#### ① ユーザビリティへの影響

- ✓ 自治体内の情報ネットワークの分離・分割による事務効率の低下  
例：マイナンバー利用事務系のシステムへのデータの取込み、インターネットメールの添付ファイルの取得など

#### ② 新たな時代の要請

- ✓ 行政アプリケーションを自前調達方式からサービス利用式へ  
(政府における「クラウド・バイ・デフォルト」原則)
- ✓ 行政手続を紙から電子へ (デジタル手続法を受けた行政手続のオンライン化)
- ✓ 働き方改革 (テレワーク等のリモートアクセス)
- ✓ サイバー攻撃の増加、サイバー犯罪における手口の巧妙化 等

「三層の対策」の効果や課題、新たな時代の要請を踏まえ、**効率性・利便性を向上させた新たな自治体情報セキュリティ対策を検討会において検討し、本年5月に「三層の対策」の見直しを公表**

#### ※ 主な見直し内容

三層の対策の見直し (マイナンバー利用事務系の分離・LGWAN接続系とインターネット接続系の分割の見直し)、次期「自治体情報セキュリティクラウド」の在り方の提示、昨今の地方公共団体における重大インシデント (例：神奈川県 HDD流出事案) を踏まえた対策の強化、各地方公共団体の情報セキュリティ体制・インシデント即応体制の強化 等

※ 現在、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」について改定作業中

# 次期自治体情報セキュリティクラウドの在り方

## 次期「自治体情報セキュリティクラウド」の在り方

### 基本的な考え方

- 現行の自治体情報セキュリティクラウドは**セキュリティレベルに差**  
⇒ **国が最低限満たすべき事項（標準要件）を提示し、民間ベンダがクラウドサービスを開発・提供することにより、セキュリティ水準の確保とコストの抑制を実現**
- 各団体の求める水準に応じて、オプション機能を柔軟に選択
- 可用性・コストを考慮し、接続回線（インターネット回線・専用線サービス等）を柔軟に選択
- 都道府県が主体となって構築することで市区町村を含めて情報セキュリティ対策が浸透、県と市町村間の連携が密になりインシデント対応や二次被害防止に効果  
⇒ **引き続き、都道府県が主体となり調達・運営し、市区町村のセキュリティ対策を支援（複数の都道府県の共同調達・運営も可）**

### サイバー攻撃の増加など新たな脅威や現行課題への対応による機能要件の追加

- 高度なセキュリティレベルを確保するため、**セキュリティ専門人材による監視機能（SOC）を強化（仕様を統一）**
- **災害時等のアクセス集中を想定した負荷分散機能（CDN）を追加**
- 暗号化された通信に対する監視機能を追加

### その他のオプション機能

- 自治体事務の効率化に資するメールやファイルの無害化機能等をオプション機能として例示



- 「地方公共団体における次期情報セキュリティクラウドの検討に係るワーキンググループ」を設置し、**次期自治体情報セキュリティクラウドの技術的要件等の詳細を検討**
- ワーキンググループでの検討結果をもとに**次期自治体情報セキュリティクラウドの標準要件を決定し、自治体に通知（令和2年8月18日通知）**

# 次期セキュリティクラウドWGにおける検討結果

6月からWGで次期自治体情報セキュリティクラウドについて検討開始

## WG成果物：総務省標準自治体情報セキュリティクラウド

総務省	導入の手順	機能一覧	要件シート
	<ul style="list-style-type: none"><li>● 次期セキュリティクラウド導入の目的と手順を示す</li><li>● <u>導入にあたってのパターン（仕様の選択肢、契約形態、調達単位等）を示すことで、調達形態検討に活用</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 次期セキュリティクラウド標準仕様の機能を一覧化</li><li>● <u>必須機能とオプションを視覚的に整理することで、オプション機能導入の検討に活用</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 次期セキュリティクラウド標準仕様の要件を記載したもの</li><li>● <u>特に必須機能については詳細仕様を記載することで、各都道府県の仕様を統一</u></li></ul>

8月18日にWG成果物を各都道府県・ベンダーに展開



# 自治体のデジタル化の推進（地方公共団体の情報セキュリティ対策の推進）

令和2年度補正（案） 29.3億円

- 自治体情報セキュリティクラウドの更新時期を捉え、重要な情報を多数保持する自治体のセキュリティ水準の確保のため、国が設定した高いセキュリティレベルのセキュリティクラウドへの移行に要する経費に対して財源措置を講ずる。

## 要求内容

- 自治体情報セキュリティクラウドについて、更新時期を捉え、都道府県がよりセキュリティレベルの高いセキュリティクラウド（民間クラウドサービス）に移行するために必要な経費の1/2を支援（基金に計上）。

<基金の造成先> 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

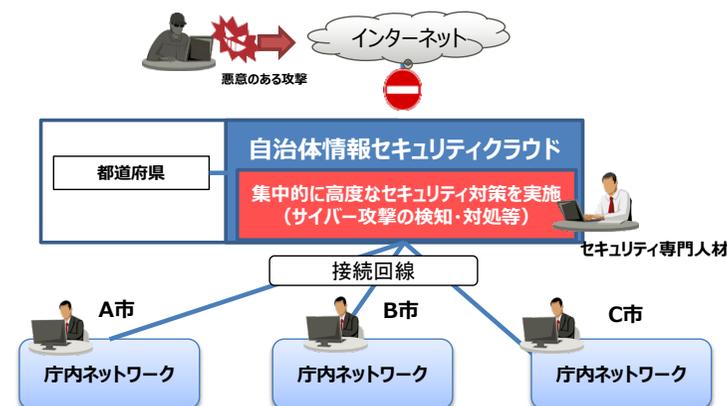
<基金の主な用途>

- ・国が設定する高いセキュリティレベル（標準要件）を満たすクラウドサービスへの移行に要する経費

<基金の年限> 令和4年度までの2年間で計画的に活用する

## 現行の自治体情報セキュリティクラウドのイメージ

平成29年7月から、全都道府県で運用開始  
→令和3年度又は4年度に更新時期を迎える



## 次期自治体情報セキュリティクラウドに関する最近の動き

【「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて」 マイナンバーWG<sup>(12/11)</sup>（抜粋）】  
（課題⑰）マイナンバー関連システム（マイナンバー管理システム、マイナポータル等）、住基ネット、自治体システム群の政府関係システムを含めたトータルデザイン

【取組方針】

（ア）自治体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」活用

（前略）

※ 都道府県ごとに構築されている自治体情報セキュリティクラウドについては、標準要件を満たす民間のクラウドサービス利用型への移行を推進するとともに、国主導で調達共同化を進める。

## 地域デジタル社会推進費（仮称）の創設

- 光ファイバーの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入など情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、地方財政計画に新たな歳出項目として「地域デジタル社会推進費（仮称）」を計上

【事業期間】 令和3・4年度

【事業費】 各年度2,000億円

※ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用

## 地域デジタル社会形成に向け想定される取組（例）

デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援

デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進

地域におけるデジタル人材の育成・確保

デジタル技術を活用した安心・安全の確保

条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化

中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援

## 地方交付税措置

## 【算定項目】

新たな基準財政需要額の算定項目「地域デジタル社会推進費（仮称）」を臨時費目として創設し、地域社会全体のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費を算定

## 【算定額】

令和3年度及び令和4年度 各年度2,000億円程度  
（うち 道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度）

# 令和3年度「デジタル活用支援」の全体像

■ 「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」に向け、国民がデジタル社会の利便性を実感できるよう令和3年度以降、幅広い関係者を巻き込んで「デジタル活用支援」を展開

- ・ 高齢者等に対して、オンラインでの行政手続や民間サービスの利用方法等に関する説明会・相談会を全国で実施（国直轄補助事業）
- ・ 併せて、地方公共団体による地域住民に対するきめ細かな取組を促進（R3年度地方財政対策における「地域デジタル社会推進費（仮称）」を活用）

## 国直轄の補助事業

- ・ 携帯ショップや公民館などで、オンラインサービスの利用方法等を説明（令和3年度は全国1000箇所程度を想定）
- ・ 教材や動画の作成、「デジタル活用支援員」を育成するための研修
- ・ 事業用webサイトや、地方自治体との連携による周知広報

### （説明・相談の例）

- ・ マイナポータルやe-TAXの使い方
- ・ オンラインによる診療や予約 等



## 連携

周知・教材・  
動画・研修 等

## 地方財政措置の活用

### （取組例）

NPOや地域おこし協力隊など地域の幅広い関係者に対する委託等により以下の業務を実施

- ・ アプリの操作、エラー発生時の対応といった住民からの日常的な相談への対応
- ・ オンラインでの行政手続等に関する出張講座の開催
- などのアウトリーチ型支援



※人材育成のため、国事業による研修等の受講も可能

## <幅広い関係者の例>

携帯キャリア  
販売代理店

地元のICT企業  
PC教室

地方自治体

商工会議所  
商工会

社会福祉協議会  
シルバー人材センター  
NPO

地域運営組織  
地域おこし協力隊  
集落支援員

# (参考) 令和2年度 デジタル活用支援の事例

- 令和2年度、デジタル活用支援の担い手、実施体制等を検証するために実証事業を実施
- 全国11箇所で、様々な実施主体や支援対象等の説明会・相談会を実施

## <事例①会津若松市の取組>



※本年10月の説明会の模様

実施団体代表	(株) エヌ・エス・シー (※携帯電話販売代理店)
その他実施団体	会津若松市
実施地域	福島県会津若松市全域
支援員の属性	① (株) エヌ・エス・シーの社員 3名 ② 会津大学等の学生 3名、高齢者 1名
講座内容	Wi-Fiのつながり方、データ通信量、QRコード読み取り、セキュリティ、アプリのダウンロード (COCOAで実践)、マイナンバーカード・健康保険証利用 等
主な支援対象者	スマホ所有の高齢者 (1講座当たり定員20名×3回実施予定)

## <事例②福井市の取組>



※本年10月の説明会の模様

実施団体代表	グラスITフィールズ (株) (※地元ICT企業)
その他実施団体	福井市、(有) ハートブレーン
実施地域	福井県福井市全域
支援員の属性	① (株) グラスITフィールズの社員 1名 ② 福井市公民館会員、スマホサークル講師等 5名
講座内容	Wi-Fiのつながり方、Googleアカウント取得、LINEの使い方、マイナンバーカードの申請 等
主な支援対象者	① スマホ所有の高齢者 (1講座当たり定員31名×4回実施予定) ② 聴覚障害をお持ちの方

# 地方公共団体の個人情報保護 制度の在り方について

令和2年12月21日

総務省 自治行政局 行政課

1. 今般、新たに「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針。これに伴い、**公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避。**  
⇒ **個人情報保護に万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員会が、公的部門を含め、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制の確立が必要。**
2. 情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、**官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化。**  
⇒ データ利活用の支障となり得る**現行法制の不均衡・不整合を是正**する必要。  
　　<不均衡・不整合の例>
  - ・ 民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
  - ・ 国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
  - ・ 国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
  - ・ 地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる（いわゆる「2000個問題」）
3. 国境を超えたデータ流通の増加を踏まえ、**GDPR十分性認定**への対応を始めとする**国際的な制度調和**を図る必要性が一層向上。

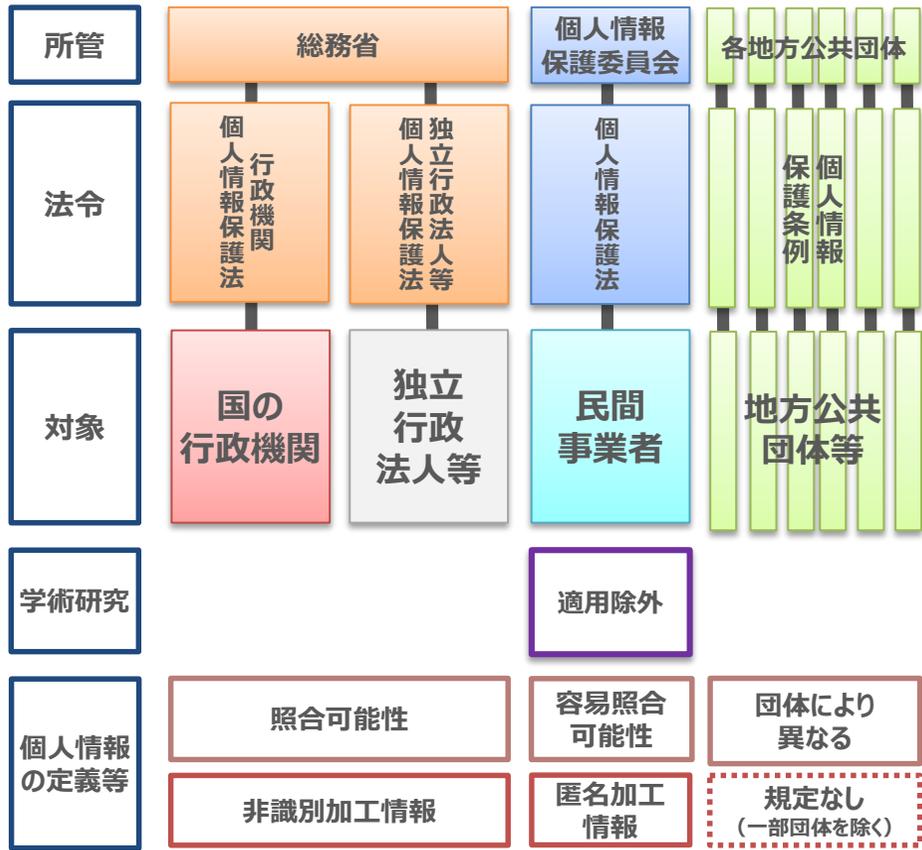
## ○平成27年個人情報保護法改正法附則

### 附則第十二条

- 6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、**新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。**

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

## 【現行】



## 【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

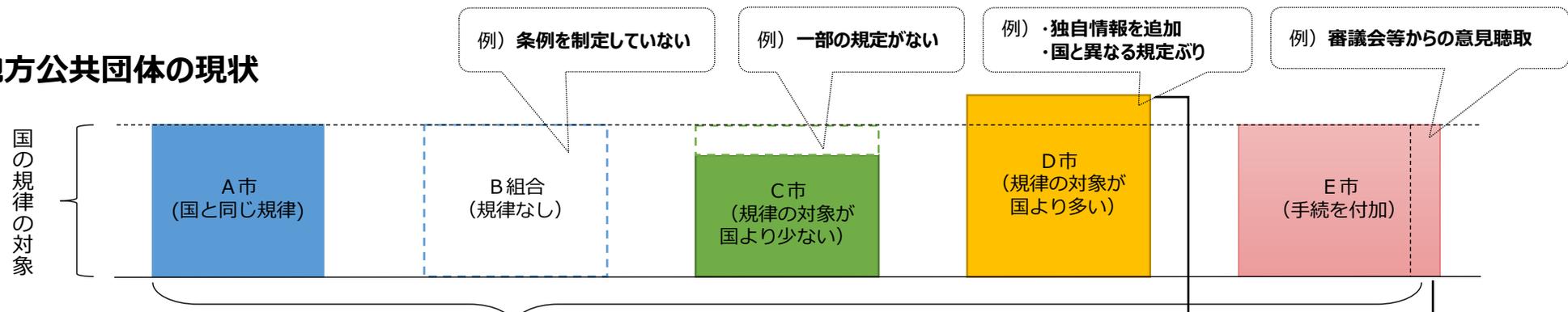
### <地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

- 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
  - ※ いわゆる「2000個問題」
    - ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
    - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている
- 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
  - 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
  - ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

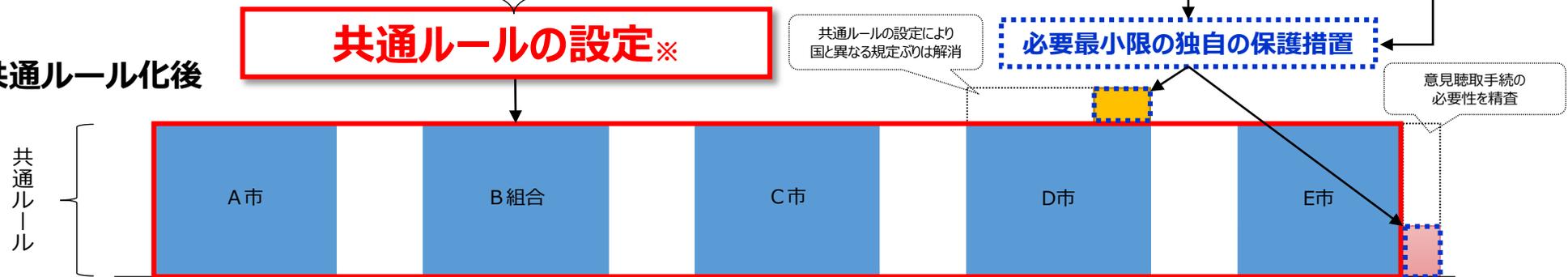
### <改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容
  - 例) ・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
  - ・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

## ○ 地方公共団体の現状



## ○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。  
 ※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

## 趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
  - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
  - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

## 概要

### ① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用  
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

### ② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用  
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

### ③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用  
例：保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限 等

### ④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用  
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする  
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

### ⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続きは主要な部分を法律で規定

### ⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用  
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

### ⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会に対し、助言その他の必要な支援を求めることが可能  
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

### ⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、地方公共団体において必要な準備に十分配慮して設定
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

### ※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

# 情報システムの標準化・共通化について



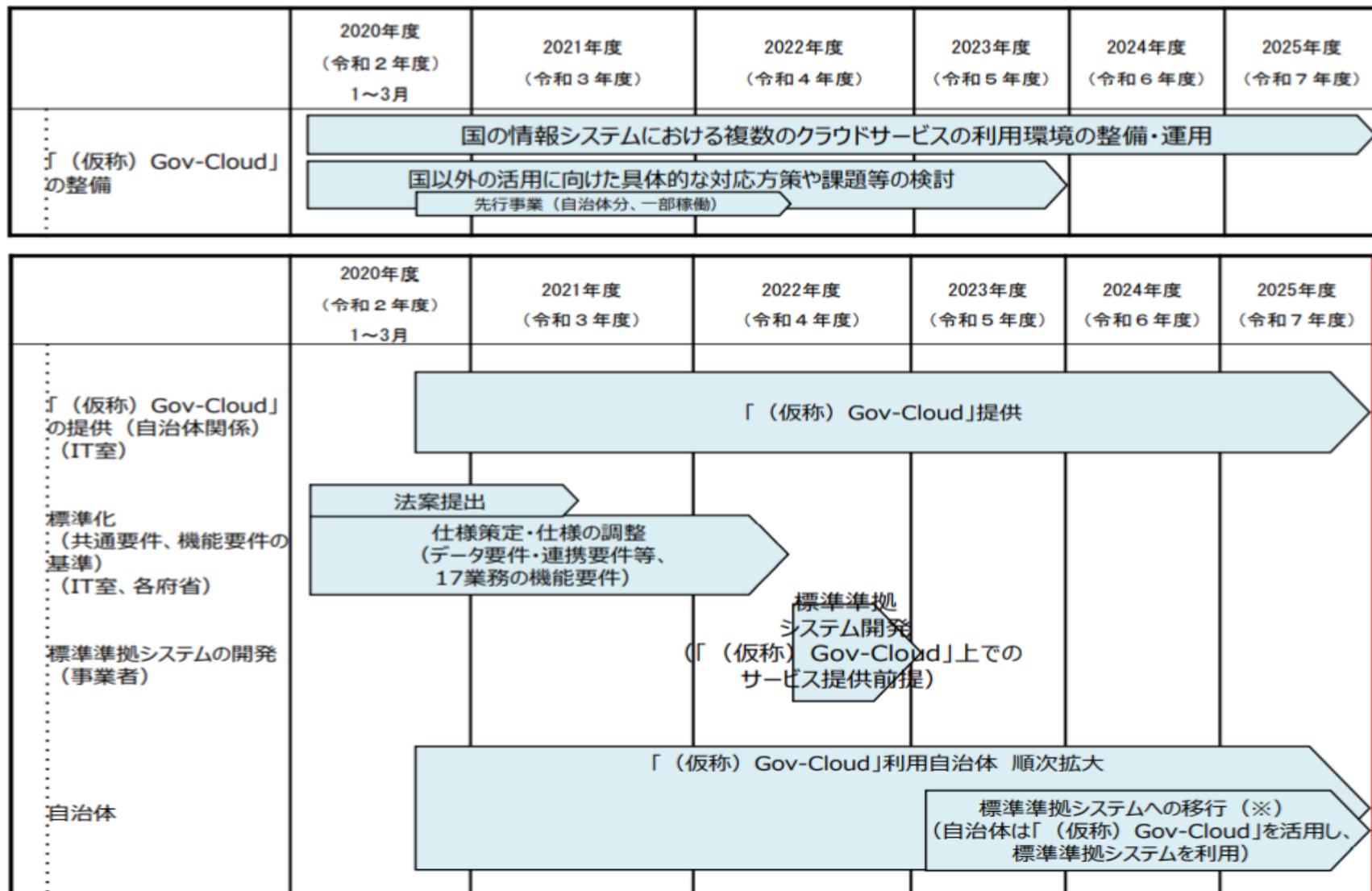
総務省

令和2年12月21日

自治行政局行政経営支援室

# マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（抜粋）

12/11 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG資料から抜粋



※ 取組においては自治体の意見を丁寧に聴いて進める。

## 「（仮称）Gov-Cloud」の整備

- 国の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境（「（仮称）Gov-Cloud」）を早期に整備し、その運用を開始する。
- これにより、業務改革（BPR）、業務・データの標準化等を前提に、「（仮称）Gov-Cloud」を活用して各システムを構築することで迅速な構築・柔軟な拡張・最新のセキュリティ対策・コストの大幅低減などを実現できる。
- また、独立行政法人、**地方自治体**、準公共分野（医療、介護、教育等）等の**情報システム**についても、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けて、**具体的な対応方策や課題等について検討を進める**。

## 自治体の業務システムの標準化・共通化・「（仮称）Gov-Cloud」活用

- **自治体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する**。これを通じ、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、**各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを自治体を利用することを目指す**。
- このため、**自治体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年通常国会に提出する**。
- **国は、財源面(移行経費等)を含め主導的な支援を行う**。その際には、「（仮称）Gov-Cloud」の利用に応じた自治体の負担の在り方について合わせて検討する。
- また、**目標時期を2025年度**とし、それに向けて自治体に対応に向け準備を始められる環境をつくる。その際、17業務の標準化並びに共通化について、それぞれの事務ごとに詳細な検討を深めた上で、デジタル庁が整備方針や標準化法の基本方針の下に全体を調整しつつ推進する。
- なお、取組においては、**多様な自治体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進めるとともに**、自治体にわかりやすく目標・取組・スケジュール等の段取りを示し、適時・適切に調整しつつ、住民サービスの安定・向上と、自治体業務の円滑化・効率化を旨として、推進する。

## 基本的な考え方

- 各地方公共団体が、以下のデジタル基盤改革を計画的に取り組むことができるよう、地方公共団体情報システム機構に基金を設け、地方公共団体の取組を支援する。

〈参考〉国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）（抜粋）

地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う（※）。

（※）J-LIS（地方公共団体情報システム機構）に時限的な基金を創設するとともに、J-LISへの国のガバナンスを強化する法改正に際し、基金の位置付けについても検討する。

## 令和2年度第3次補正予算（案）

- 1 自治体情報システムの標準化・共通化** 1,509億円【基金（令和7年度まで）】
  - ・ 基幹系情報システムについて、「(仮称)Gov-Cloud」への移行のために必要となる準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）やシステム移行経費（接続、データ移行、文字の標準化等）に対する補助（国費10/10）
- 2 オンライン手続の推進（マイナポータル）** 250億円【基金（令和4年度まで）】
  - ・ マイナポータルと地方公共団体の基幹システムのオンライン接続のための機器設定、連携サーバ等の設置に要する経費に対する補助（国費1/2）
- 3 次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行** 29億円【基金（令和4年度まで）】
  - ・ 国が設定した高いセキュリティレベルのセキュリティクラウドへの移行に要する経費に対する補助（国費1/2）